

**低気圧と前線による大雨により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置を実施します**

— 電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施 —

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域(令和 7 年 8 月 7 日以降、災害救助法が適用された市町村が追加された場合は当該市町村を含む)において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

**I. 特別措置の対象地域**

災害救助法が適用された市町村

※対象市町村は、別紙を参照ください。

**II. 特別措置の内容**

1. 電気料金の支払期日の延長
2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除
3. 工事費負担金等の免除
4. 基本料金の免除

※特別措置の内容は、裏面を参照ください。

**III. 特別措置の申込み**

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。

※お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

(問合せ先)

玉名営業所 0120-761-382 (コールセンター)

以 上

## 1. 災害救助法が適用された市町村名

熊 本 県 熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町

鹿児島県 薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市

(注) 上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

## 2. 特別措置の内容

### ① 特定小売供給約款でご契約中のお客さま

| 特別措置の内容                        |                                                                            |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 電気料金の支払期日 <sup>※1</sup> の延長 | 2025 年 7 月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、8 月、9 月および 10 月料金計算分の電気料金の支払期日を 1 か月間延長します。 |
| 2. 不使用月の電気料金の免除                | 災害発生日が属する料金計算月の次の 6 か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。             |
| 3. 工事費負担金等 <sup>※2</sup> の免除   | 2026 年 2 月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。                                    |
| 4. 基本料金の免除                     | 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。      |

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

### ② 需給契約条件または標準供給条件でご契約中のお客さま

| 特別措置の内容                        |                                                                            |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 電気料金の支払期日 <sup>※1</sup> の延長 | 2025 年 7 月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、8 月、9 月および 10 月料金計算分の電気料金の支払期日を 1 か月間延長します。 |
| 2. 不使用日の電気料金の免除                | 災害発生日から 6 か月間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった日までの電気料金を免除します。                         |
| 3. 工事費負担金等 <sup>※2</sup> の免除   | 2026 年 2 月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。                                    |
| 4. 基本料金の免除                     | 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。      |

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。